



発行 新潟県
第 22 号
 平成25年3月19日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 373 家畜検査の実施（畜産課）
- 374 換地処分（農地整備課）
- 375 換地処分（農地整備課）
- 376 公共測量の終了通知（監理課）
- 377 基本測量の終了通知（監理課）
- 378 都市・地域再生等利用区域の指定（河川管理課）
- 379 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 380 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 381 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 382 用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限の指定（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

選挙管理委員会告示

- 14 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び異動報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第373号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。
 平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 実施の目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 急速凝集反応法又はエライザ法

- 1 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) ツベルクリン皮内反応法
-

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県にて検査を受けていない6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
-

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

放牧予定牛及び放牧牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 血液検査
-

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24か月齢以上で死亡した牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- (2) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬
- (3) 乗馬クラブ等に飼育されている乗用馬
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める馬

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 寒天ゲル内沈降反応法
-

1 実施の目的

豚コレラの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による種畜検査が実施される豚
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 県外導入豚（繁殖豚又は繁殖候補豚）
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏用ひな

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指

定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法
-

1 実施の目的

蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外転飼蜂群

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内定飼蜂群

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成25年6月1日から平成25年11月30日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 赤血球凝集抑制反応法

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法
- (3) その他必要な検査

◎新潟県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三悠乙見江地区に係る換地処分をした。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉田裕彦

◎新潟県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、南魚沼市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業塩沢一日市地区に係る換地処分をした。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉田裕彦

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業「担い手育成型」柴橋地区確定測量）
- 2 作業期間 平成24年8月13日から平成25年2月8日まで
- 3 作業地域 胎内市 柴橋、八田、寅田、中条、長橋、小舟戸、船戸、大塚、東川内、城塚、塩津、弥彦岡地内

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

- 2 作業期間 平成24年 5月28日から平成25年 2月28日まで
- 3 作業地域 柏崎市、十日町市

◎新潟県告示第378号

河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号建設事務次官通達）第22第1項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を次のとおり指定する。

平成25年 3月19日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定範囲
一級河川信濃川水系通船川の河川区域内で、別図に示す区域
(新潟市東区王瀬新町地内)
- 2 指定年月日
平成25年3月19日
(「別図」は、省略し、その図面及び関係書類を告示の日から平成25年4月18日までの間、新潟県新潟地域振興局地域整備部において配布する。)

◎新潟県告示第379号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域の名称
町中急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱19号と1号を結んだ線に囲まれた区域
小千谷市
大字岩沢字蟹沢
938番地先水路敷 1号
942番 2 2号及び4号
944番 3号
940番 5号
大字岩沢字熊ノ堂
956番 6号
959番 7号
961番 3 8号
962番 14 9号
976番 3 10号
981番 7 11号
大字豊久新田字道之下
205番 1 12号から15号
大字岩沢字蟹沢
946番地先水路敷 16号から19号

◎新潟県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年 3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 魚沼地域振興局管内
-

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福山新田地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板落橋上流地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新造の裏沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福山新田(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊八地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向坂地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮橋上流地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢の裏地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
ワゴの沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
ワゴの沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
オオダオ地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
シイノキザワ地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
駒吉沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
タモギ地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
勘兵衛沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
勘兵衛沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
不動様沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
福山新田(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢奥(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢奥(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢奥(3)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
水無沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流

清水沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
向坂地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
のろばの外(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
のろばの外(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
板落地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
沢口の沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大石(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大石(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(3)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(4)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
福山新田(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
鷺の巣沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
鷺の巣沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
鷺の巣沢(3)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
下切通し(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
下切通し(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
上切通し(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
上切通し(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大畑沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大畑沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
こごめ沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
アラタン沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流

裏沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
裏沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
池平地区	魚沼市池平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池平(1)地区	魚沼市池平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池平(2)地区	魚沼市池平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏の沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
船ヶ沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
荒山沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
マミノ沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
スギナン沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
池平(1)地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
池平(2)地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
池平地区	魚沼市池平・中子沢	次の図のとおり	地すべり
向島地区	魚沼市池平新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タキナン沢地区	魚沼市池平新田	次の図のとおり	土石流
江口地区	魚沼市江口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高石沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏の山沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
小沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
大沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
大滝谷地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
中林地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
高石沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
鷹ノ巣沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
小黒川地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流

びょうぶ岩地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
かじや(1)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
かじや(2)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(1)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(2)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(3)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
越路地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
小寺の沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
長松入地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
諏訪林地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福山新田地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新造の裏沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福山新田(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊八地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向坂地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ワゴの沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
駒吉沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流

勸兵衛沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
勸兵衛沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
不動様沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢奥(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢奥(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
清水沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
のろばの外(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
沢口の沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大石(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(3)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
新造の裏沢(4)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
下切通し(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大畑沢(1)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
大畑沢(2)地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
こごめ沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	魚沼市福山新田	次の図のとおり	土石流
池平地区	魚沼市池平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池平(2)地区	魚沼市池平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船ヶ沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
荒山沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
マミノ沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
スギナン沢地区	魚沼市池平	次の図のとおり	土石流
向島地区	魚沼市池平新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

タキナン沢地区	魚沼市池平新田	次の図のとおり	土石流
江口地区	魚沼市江口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
大沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
中林地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
高石沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
鷹ノ巣沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
小黒川地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
びょうぶ岩地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
かじや(1)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
かじや(2)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(1)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(2)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
上平(3)地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
越路地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
長松入地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	魚沼市江口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第382号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第1号及び同法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を次のとおり定める。

なお、関係図書は新潟県土木部都市局建築住宅課及び村上市に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定する区域
 - 村上市
 - 長政の一部
 - 切田の一部
 - 坂町の一部
- 2 定める数値

- (1) 法第52条第1項第6号の規定に基づく数値
10分の20
- (2) 法第53条第1項第6号の規定に基づく数値
10分の7
- (3) 法第56条第1項第1号の規定に基づく法別表第3(に)欄5の項の数値
1.5
- (4) 法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
2.5

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 長岡アークプラザ南
 所在地 長岡市古正寺町字中割56外
 設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(開店時刻の変更及びその他の変更)に関する届出
 公告日 平成24年11月9日
- 3 意見の概要
 (1) 長岡市からの意見の概要
 意見なし
 (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
 平成25年3月19日から平成25年4月19日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m ²)	指定年月日
磯部地区公民館	糸魚川市大字筒石 355番地2	1階 和室	89.00	平成25年3月2日
		2階 和室(大)	40.00	

小泊地区公民館	糸魚川市大字能生小泊 7567 番地 7 地先	1階 談話室	28.91
		1階 会議室	34.70
		2階 交流研修室	109.06
西能生地区公民館	糸魚川市大字桂 490 番地 1	和室 1	29.00
		和室 2	29.00
		和室 3	29.00
		小会議室 (ステージ)	26.00
		軽運動場	172.00
中能生地区公民館	糸魚川市大字大沢 516 番地	1階 和室	45.00
		2階 和室	119.00
上南地区公民館	糸魚川市大字榎 248 番地	1階 和室 1	29.00
		1階 和室 2	41.20
		1階 研修室	52.80
		2階 軽運動場	120.10
		2階 和室	41.70
木浦地区公民館	糸魚川市大字木浦 3722 番地 3	1階 大広間	106.00
		1階 和室	20.00
能生生涯学習センター	糸魚川市大字能生 1941 番地 2	2階 第1会議室	83.00
		3階 多目的ホール	222.00
浦本地区公民館	糸魚川市大字中浜 1362 番地 1	1階 大会議室	89.43
下早川地区公民館	糸魚川市大字上覚 22 番地 2	多目的研修室	104.11
		学習研修室	118.98
		軽スポーツ場	233.51
上早川地区公民館	糸魚川市大字土塩 977 番地 4	1階 小会議室 (和室)	36.45
		2階 大集会室	77.63
大和川地区公民館	糸魚川市大字大和川 6346 番地 1	研修室 1	72.00
		研修室 2	68.00
		和室 1	66.50
		和室 2	67.93
		軽運動場	150.02
西海地区公民館	糸魚川市大字水保 1845 番地	2階 大集会室	123.62
糸魚川地区公民館	糸魚川市横町一丁目 14 番 1 号	1階 中会議室	72.00
		2階 大会議室	272.00
大野地区公民館	糸魚川市大字大野 2303 番地 1	1階 研修室	104.80
		1階 大会議室	159.61
		2階 集会室 (和室)	69.80
根知地区公民館	糸魚川市大字和泉 355 番地 3	2階 大会議室 (和室)	126.00
小滝地区公民館	糸魚川市大字小滝 5230 番地	2階 大会議室	117.00
今井地区公民館	糸魚川市大字中谷内 1219 番地	大会議室	82.81
須沢地区公民館	糸魚川市大字須沢 697 番地 1	2階 集会室	144.00

須沢地区公民館分館	糸魚川市大字須沢 697 番地 1	和室 A	87.00
		和室 B	56.00
		和室 C	66.00
今村新田地区公民館	糸魚川市大字今村新 田 587 番地	研修室	67.00
		講座室 1	37.00
		講座室 2	37.00
八久保地区公民館	糸魚川市大字田海 13 番地 2	1 階 和室 (大)	86.00
		2 階 集会室	90.00
田海地区公民館	糸魚川市大字田海 559 番地 8	1 階 和室	46.00
		2 階 集会室	130.00
高畑地区公民館	糸魚川市大字田海 2755 番地 1	1 階 和室 (大)	68.00
		2 階 集会室	104.00
寺地地区公民館	糸魚川市大字寺地 150 番地	2 階 集会室	88.00
名引地区公民館	糸魚川市大字寺地 224 番地 1	1 階 和室 A	35.00
		1 階 和室 B	35.00
		2 階 集会室	106.00
東町地区公民館	糸魚川市大字青海 281 番地	1 階 和室	63.00
		2 階 集会室	100.00
西町地区公民館	糸魚川市大字青海 4490 番地 92	2 階 集会室	93.00
西町地区公民館分館	糸魚川市大字青海 917 番地 1	東和室	44.00
		西和室	44.00
中央地区公民館	糸魚川市大字青海 1013 番地 2	1 階 和室	61.00
		2 階 集会室	86.00
大沢地区公民館	糸魚川市大字青海 2673 番地 3	和室	86.12
歌地区公民館	糸魚川市大字歌 861 番地	2 階 集会室	104.00
外波地区公民館	糸魚川市大字外波 360 番地 38	1 階 和室 A	20.00
		1 階 和室 B	23.00
		1 階 和室 C	19.00
		2 階 集会室	66.00
市振地区公民館	糸魚川市大字市振 909 番地 1	2 階 集会室	126.00
玉ノ木地区公民館	糸魚川市大字市振 1132 番地	1 階 会議室	63.00
		2 階 集会室	82.00
上路地区公民館	糸魚川市大字上路 1027 番地	和室	54.00

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
磯部ふるさと会館	糸魚川市大字藤崎 992 番地	和室 1	33.00	平成25年3月2日
		和室 2	33.00	
		和室 3	39.00	

青海生涯学習センター	糸魚川市大字青海 4690 番地	体育館	301.00
		1階 第1会議室	76.47
		1階 和室(東)	79.21
		1階 和室(西)	68.53
		2階 第3会議室	52.01
		2階 第4会議室	153.27
		2階 第5会議室	63.54
		体育室	875.50